

東京都業務継続計画（都政BCP オールハザード型Step.1）の改定について

▶ 改定の背景・目的

- 最大の被害が想定される首都直下地震や、東部低地帯における大規模風水害、島しょ地域での南海トラフ地震による津波や火山噴火、中規模災害など、災害の事象・規模によって対処方法は様々
- いつ起こるともしれない災害に備え、**多様な災害に柔軟に対応できるBCPへと改定**するとともに、被害の実態に即した執行体制の構築等により、都の災害対応力を一層向上

○ 東京都業務継続計画の位置づけ

- 発災時の限られた人的資源や環境の中で、**非常時優先業務を確実に実施し、都民の生命・生活・財産の保護や首都東京の都市機能の維持**を図るために**全庁的な方針**を整理した計画

○ 改定のアプローチ

- 新たな被害想定等を踏まえ、**最大規模である首都直下地震への備えを万全に**するとともに、南海トラフ地震などの多様な災害への備えについて再整理
- 被災地と被災しない地域が混在する災害等については、**通常業務と災害対応を両立**して実施

オールハザード型BCPを目指し、今回はその第1ステップとして、様々な災害事象と規模に応じて、柔軟に対応できるBCPへレベルアップを図る



▶ 改定の3つのポイント

- (1) 東京で起こり得る様々な災害に対応 … 対象災害・規模の拡充
- (2) 被害の実態に即した執行体制の構築 … 新たな被害想定を踏まえた参考試算・分析と対応策
- (3) 業務継続の実効性向上 … 都の執行体制や被災区市町村支援の視点も含めた実効性向上策

(1) 東京で起こり得る様々な災害に対応

▶ 本BCPで対象とする災害

対象災害

- 首都直下地震
(その他の災害は
準用して対応)

改定前

- ① 首都直下地震
- ② 大規模風水害（大河川の洪水・高潮による氾濫）
島しょ地域における災害
- ③ 南海トラフ地震
- ④ 火山噴火

改定後

- ⑤ 中規模災害
- ⑥ 複合災害

※⑤、⑥は定性的に整理

● 主な対象災害の特徴

①首都直下地震（大規模地震）

- 被災地域は都内広範囲（区部と多摩地域）
 - 多摩東部直下地震では、多摩地域のみならず、区部でも甚大被害が発生
- ✓ 救出救助活動や避難所運営・罹災証明発行などの災害対応を、長期にわたり都内の広範囲で実施
- ✓ 島しょ地域を除き、発災後、当面の間は通常業務を停止または縮退し、全庁をあげて災害対応
- ✓ 島しょ地域で通常生活が継続できるよう、本土からの物資搬送体制を確保
- ✓ 応急・復旧からの円滑な移行を見据え、復興の準備も並行して進める必要



②大規模風水害

- 東部低地帯を中心に、甚大な浸水被害が発生
- ✓ 発災直後は、浸水エリア内で救出救助活動、排水活動等が展開
- ✓ 被災地域における避難所の運営・罹災証明発行業務等について、浸水エリア外の通常業務と並行して支援を実施
- ✓ 大規模風水害発生のおそれ段階においても、広域避難等の業務が発生
- ✓ 台風の進路・降雨の状況によっては、島しょ地域や多摩地域も同時に被災し、その支援を並行して実施する可能性



③④島しょ地域における災害

（南海トラフ地震・火山噴火）

- 島しょ地域において甚大な被害が発生
 - 南海トラフ地震：全島への津波の影響
 - 大規模噴火：各島で発生
- ✓ 西日本で甚大な被害が想定される南海トラフ地震では、都外からの応援が期待できないことを踏まえ、都内の非被災区市町村による被災自治体への支援が必要
- ✓ また、地理的要件や港湾施設の被災等により、緊急物資や応援要員の輸送等に制約
- ✓ 島外避難が行われた場合、本土で避難所を設置し、その運営支援等の業務が想定



(1) 東京で起こり得る様々な災害に対応

▶ 非常時優先業務の選定

- 災害ごとの特徴等を踏まえ、各局等において実施する非常時優先業務について、発災直後から時間の経過とともに変化する業務を洗い出し
- 不測の事態や被災自体への支援等に備え、非常時優先業務や通常業務においても優先順位付け

● 非常時優先業務の対象とする期間

- 過去の災害事例等を踏まえ、非常時優先業務の対象期間を、これまでの「1週間以内」から、「**1か月程度**」に拡充

● 非常時優先業務等の重点化

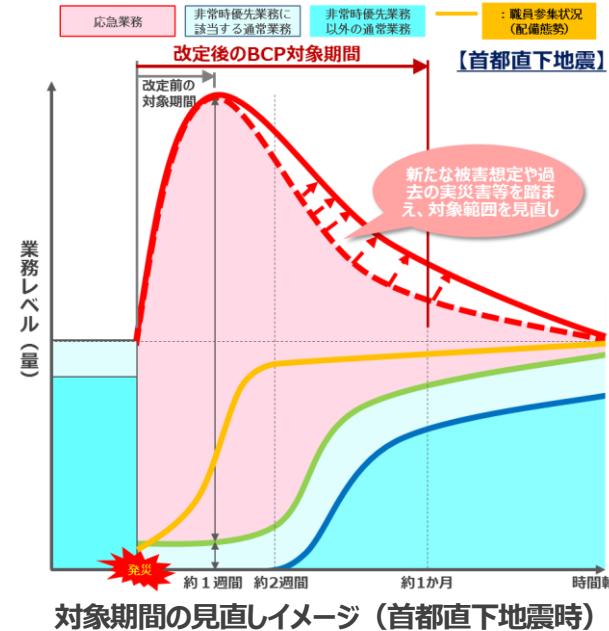
- 必要な人的・物的資源を確保できないなど、不測の事態に備え、非常時優先業務内において**優先順位を設定**

①生命の保護（救助）、②被災者生活支援、③財産の保護（応急復旧）④生活再建・復興、⑤首都機能維持

- 非被災地や被災地の復旧状況を踏まえ実施する**通常業務**についても、非常時優先業務や被災自治体への支援等のバランスを見据え、**優先度を設定**

● 災害ごとにおける非常時優先業務数

- 災害ごとの特徴等を踏まえ、発災直後から時間の経過とともに変化する非常時優先業務について、着手時期に応じて7段階のフェーズに分けて選定

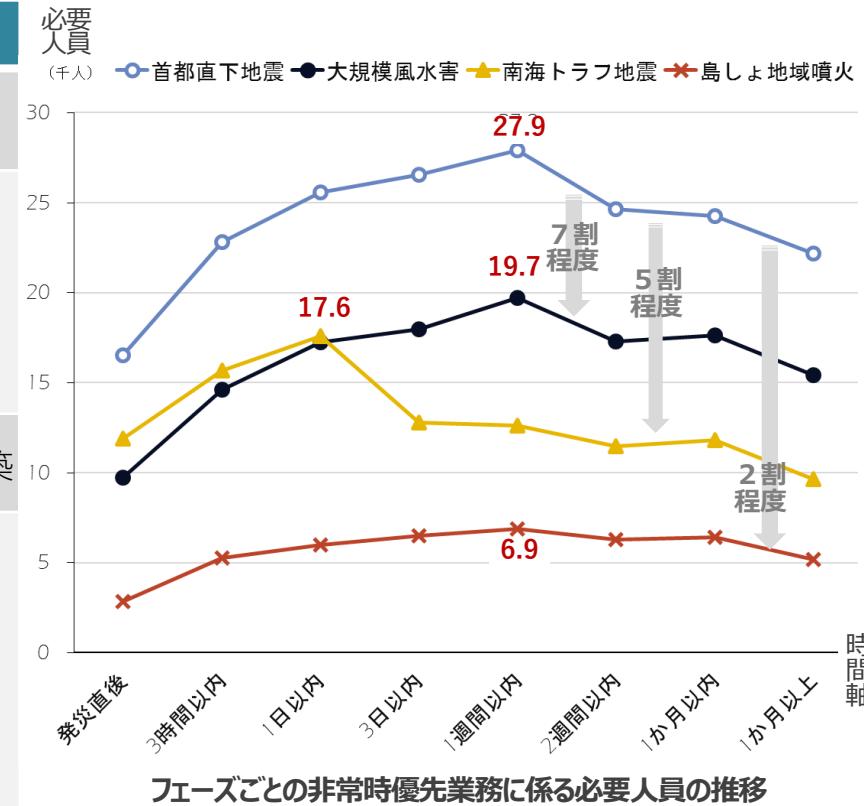


項目	① 首都直下地震	② 大規模風水害	③島しょ災害 南海トラフ地震	④島しょ災害 火山噴火	【参考】 通常業務*
業務数	1,089	1,003	892	576	1,897
最大必要人数	約2.8万人	約2万人	約1.8万人	約0.7万人	*非常時優先業務以外の通常業務

(1) 東京で起こり得る様々な災害に対応

○ 災害ごとの特徴と対応の方向性

災害事象	主な特徴と対応の方向性
①首都直下地震	<ul style="list-style-type: none"> ・広範囲で甚大な被害発生 ・全庁態勢で対応（4～7日で業務最大）
②大規模風水害	<ul style="list-style-type: none"> ・甚大な被害となる浸水地域ではその対処に全力を尽くしつつ、非被災地では通常業務を並行して実施（4～7日で業務最大） ・首都直下地震の7割程度の職員で対応 ・インフラ設備が浸水した場合は復旧が長期化
島しょ地域での災害	<ul style="list-style-type: none"> ・島外避難が必要な場合は本土での受入れ態勢構築
③南海トラフ地震	<ul style="list-style-type: none"> ・全島しょ町村において短時間で巨大な津波が到達し、人的被害や港湾施設など、甚大な被害が発生 ・本土では発災直後の被害確認後、態勢を一部縮小し、通常業務も並行して実施（1日以内で業務最大） ・首都直下地震の5割程度の職員で対応 ・後発地震のおそれがある場合は、事前対策を行うなど、長期化するおそれ
④火山噴火	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火した島への対応に注力（4～7日で業務最大） ・首都直下地震の2割程度の職員で対応 ・噴火の状況等によっては長期化するおそれ



※⑤中小規模災害については、非被災地での通常業務も並行して実施する②～④を参考に、被害の状況等に応じて、非常時優先業務と通常業務の適切なバランスのもと対応することが重要

※⑥複合災害については、先発災害における非常時優先業務を確実に進めつつ、避難先の移転など、後発地震に伴う影響等も念頭に置いて対応する必要

(2) 被害の実態に即した執行体制の構築

▶ 被害の実態に即した参集状況の試算・分析

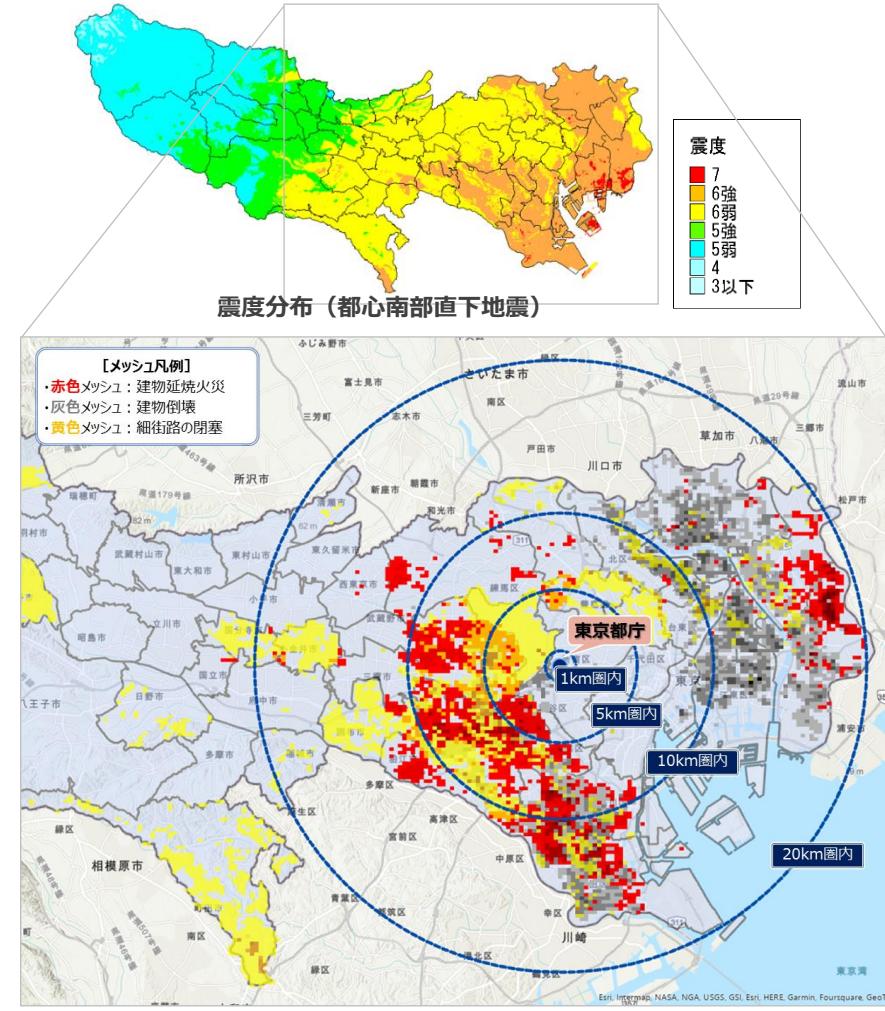
- 最も大きい被害が想定される首都直下地震をベースに、新たな被害想定など、被害の実態を踏まえた職員の参集状況を試算・分析し、その結果等を今後の執行体制強化に反映

○ 首都直下地震による主な被害の様相

- ・耐震性の低い木造建物等の倒壊が発生
- ・木密地域等を中心に同時多発火災の発生
- ・沿道建物や電柱の倒壊、沿線での延焼火災等による道路寸断
- ・公共交通機関の運行停止 など

○ 試算における主な参集条件

- ①夜間・休日等の発災（**自宅から参集**）
- ②**徒步**による参集を前提とし、**速度は最大2km/h**
(1日の徒步時間は10時間を目途)
- ③**20km圏外**の職員は、**1週間程度参集困難**
(公共交通機関が復旧後に順次参集)
- ④**甚大な被害**※のエリアに居住の職員は、**72時間以内の参集困難**（※建物倒壊、火災、細街路の閉塞等）
- ⑤**混乱**により72時間以内における参集対象者の**20%は参集困難**（72時間以降に順次参集）
- ⑥**家族の被災**等により、各時間帯における参集対象者の**10%は参集困難**（2週間以降に順次参集）
※④、⑤、⑥は1か月経過した時点でも2%は参集できないと想定
- ⑦その他、自身や家族の被災等により一定程度参集困難



東京都庁を中心とした主な被害想定

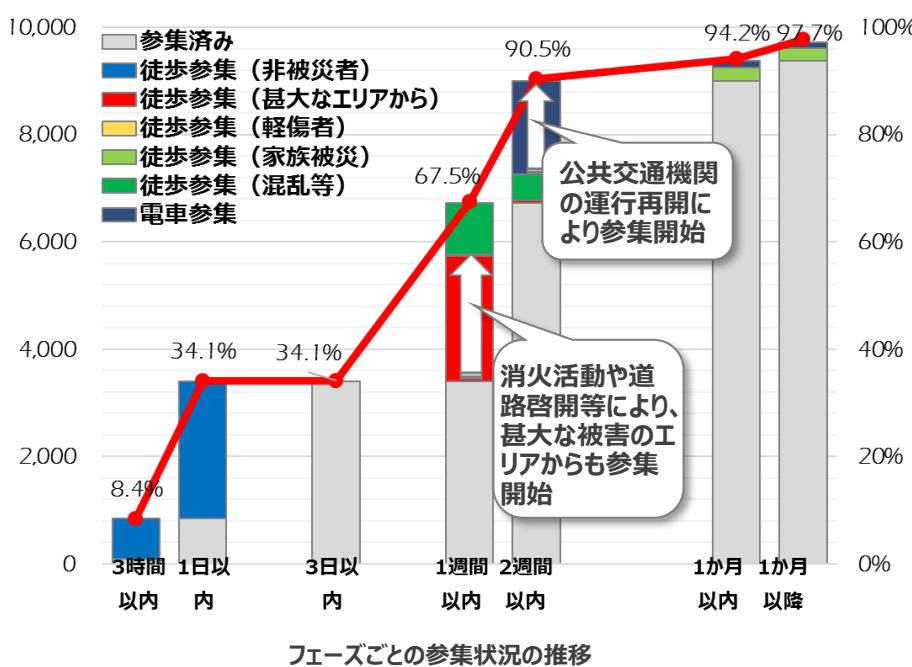
(2) 被害の実態に即した執行体制の構築

▶ 被害の実態に即した参集状況の分析結果

- 建物の倒壊や延焼火災、道路の閉塞、公共交通機関の運行停止、家族や自身の被災等の影響により、参集状況は、3日後で全職員の1/3程度、1週間後においても、2/3程度と想定

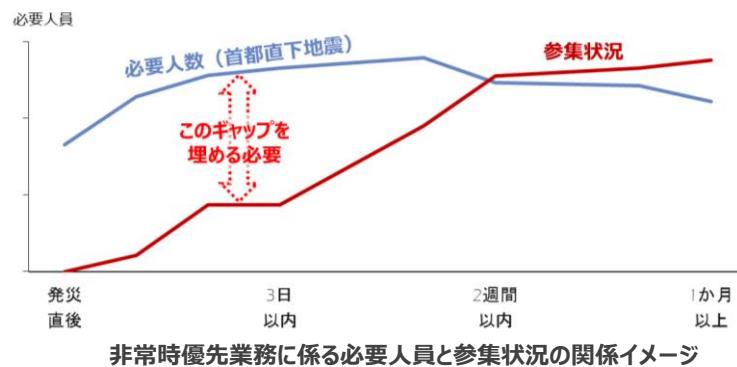
○ フェーズごとの参集状況

フェーズ	3時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内	1ヶ月以降
参集率	8%	34%	34%	68%	90%	94%	98%



○ 参集試算の分析結果

- 非常時優先業務の業務量は発災直後からピークを迎えるため、特に、発災直後から当面の間、非常時優先業務を実施するために必要となる職員が不足することが想定されるため、そのギャップを埋める方策を予め検討しておく必要



【首都直下地震以外の参集体制】

- 台風の接近など風水害はある程度予測ができるため予め体制を構築することが可能であり、住民への呼びかけや事前避難等の対応を実施
- 島しょ地域での災害は、津波警報等の発表や、火山噴火警戒レベルの発表等を踏まえ、必要な態勢を構築

首都直下地震発生直後は、一定数の職員が参集できない状況等を見据えた対応策を整理する必要

(2) 被害の実態に即した執行体制の構築

▶ 対応策の基本方針

- ① 非常時優先業務等の重点化 → 非常時優先業務等の優先順位付け等
- ② 庁内の職員確保 → 局内再配置、局間応援等
- ③ 庁外からの応援の受け入れ → 東京都災害時受援応援計画の改定等

① 非常時優先業務等の重点化【再掲】

- ・ 必要な人的・物的資源を確保できないなど、不測の事態に備え、非常時優先業務内において**優先順位を設定**

非被災地や被災地の復旧状況を踏まえ実施する通常業務についても、非常時優先業務や被災自治体への支援等のバランスを見据え、優先度を設定

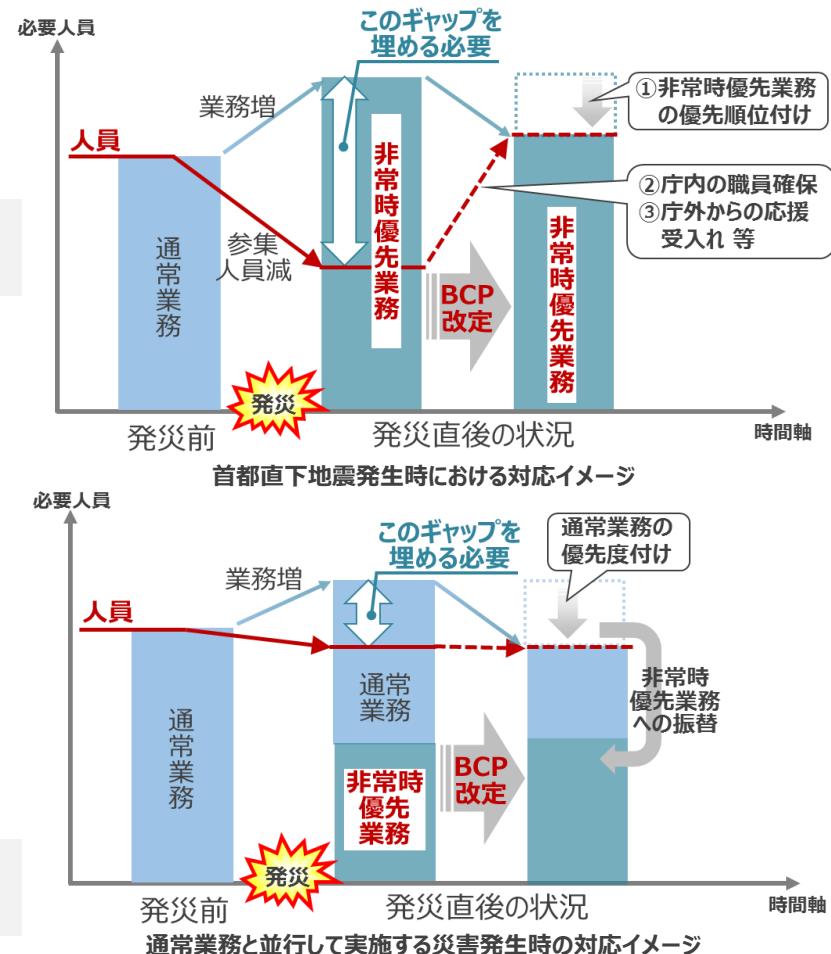
② 庁内の職員確保

- ・ 担当部署において人員が不足する場合、部内、局内において再配置が可能か検討
- ・ また、局内での融通が困難な場合における局間の応援も見据え、各非常時優先業務について、応援職員による対応が可能な業務について整理

③ 庁外からの応援の受け入れ

- ・ 他県等との既存協定等を踏まえ、「東京都災害時受援応援計画」等に基づき、庁外からの応援を円滑に受け入れ

その他、職員が参集できない場合を見据え、リモート環境の整備などの代替策についても、最新の技術動向等も踏まえ、継続的に検討



(3) 業務継続の実効性向上

▶ 災害対応態勢のカテゴリー化

- 災害の事象・規模に応じて、初動対応からシンプルかつシームレスに応急・復旧業務に移行できるよう、災害対応態勢をカテゴライズ

- 首都直下地震については、発災直後から全庁態勢で対応することとなるが、それ以外の災害が発生した場合は、被害の規模・状況等に応じて初動の態勢は様々
- また、各災害発生後の復旧の進捗状況など、時間の経過とともにに対応にあたる人員は変化
- このため、今回の改定では、発生した災害や時間のフェーズに応じて、災害対応に従事する職員の規模等を明らかにする災害対応態勢について、4つの区分でカテゴライズ

▶ 代替施設の選定の考え方の整理

- 都庁防災センターの代替施設の候補先として、「立川地域防災センター」を明記

- あらゆる事態を想定し、一庁8～9階の都庁防災センターの代替施設の候補先として、都庁内の会議室等に加え、防災行政無線等の機能を有した立川地域防災センターを明記



第1位 都庁防災センター

第2位 本部機能として使用可能な第一本庁舎会議室等

第3位 本部機能として使用可能な第二本庁舎会議室等

第4位 立川地域防災センター

都庁防災センターの代替施設の順位

(3) 業務継続の実効性向上

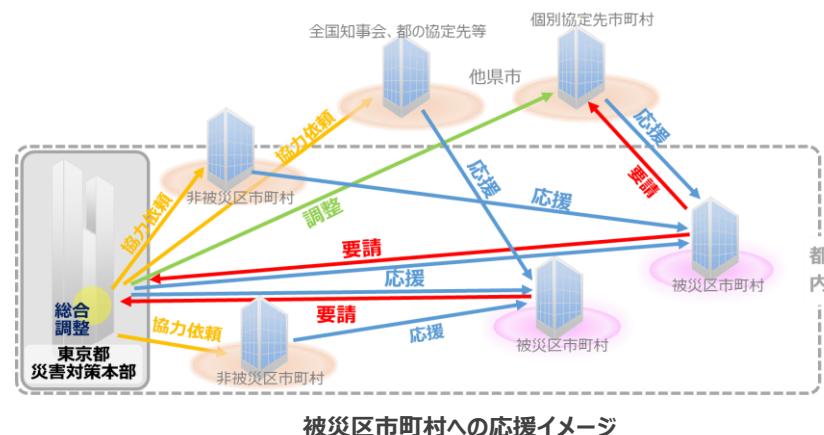
▶ 被災区市町村への円滑な支援

- ▶ 被災自治体への応援職員の派遣体制の実効性を向上
- ▶ ガイドラインの策定等を通じた、都内区市町村の受援応援計画やBCP改定等を支援

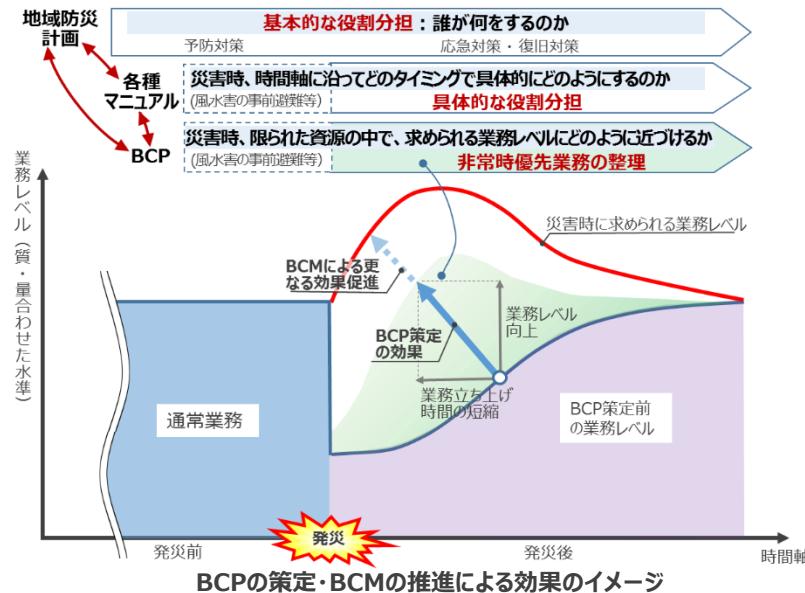
- 都として必要な非常時優先業務を行いつつ、被災状況等を踏まえ、都の職員に加え、非被災区市町村や都外からの応援職員の派遣など、被災状況等を踏まえ、きめ細かな支援を実施
- また、被災区市町村が様々な災害事象に応じて、円滑に支援できるよう、ガイドライン等を通じて受援応援計画やBCP改定等を支援

▶ 継続的なBCMによる実効性向上

- ▶ 日頃から、各局等と連携の上、様々な災害を想定した訓練や研修の実施など、BCMの取組を一層推進し、本BCPを継続的に検証、見直し
- ▶ あわせて、関連する地域防災計画や各種マニュアル等も確認し、必要に応じて見直し
- ▶ また、都内区市町村とも連携したBCPに係る訓練等を通じ、東京全体の災害対応力を一層強化



被災区市町村への応援イメージ



東京都のみならず、区市町村の業務継続の実効性向上につながる取組を通じて、東京全体の災害対応力を一層強化